

佐賀県告示第 118 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成 28 年 3 月 11 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 施行者の名称

基山町

2 都市計画事業の種類及び名称

鳥栖基山都市計画下水道事業 基山町公共下水道

3 事業施行期間

平成 13 年 3 月 19 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

平成 13 年佐賀県告示第 116 号、平成 15 年佐賀県告示第 124 号、平成 16 年佐賀県告示第 466 号、平成 19 年佐賀県告示第 374 号及び平成 25 年佐賀県告示第 151 号の事業地のうち、三養基郡基山町大字小倉字北長浦、字本桜町、字伊勢前及び字長田地内における事業地を変更する。